

株式取扱規程

所 管	管 理 部
コード	0002
制 定 日	平成12年4月1日
改 定 日	平成12年8月29日
改 定 日	平成13年7月23日
改 定 日	平成14年1月29日
改 定 日	平成15年9月26日
改 定 日	平成16年1月13日
改 定 日	平成19年1月30日
改 定 日	平成20年10月1日
改 定 日	平成21年1月5日
改 定 日	平成21年1月26日
改 定 日	
改 定 日	
改 定 日	

株式会社 京王ズホールディングス

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

当会社の株式に関する取扱いについては、定款第 8 条の規定に基づきこの規程によるほか、法令並びに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が、その振替業に関し定めた規則及び振替業の業務処理の方法及び口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号 住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号 住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主の権利の行使方法等

第 3 条 (少数株主権等の行使方法)

法令の定めによる少数株主権等の行使は、当会社の定める書式により当会社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当会社は、株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票及び本人確認書類の提出を求めることができる。

第 4 条 (株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は、次のとおりとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに 400 字

第 5 条 (代理人による請求等)

この規程による請求、通知又は届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

- 2 この規程による請求、通知又は届出を行うに際し、保佐人又は補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

第6条（証明書類又は保証人）

この規程による請求、通知又は届出その他当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出又は保証人の保証を求めることができる。

第3章 届出事項

第7条（常任代理人又は仮住所）

株主が常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めているときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。

3 第1項による常任代理人又は株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。

雑 則

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、管理部長が起案し、取締役会の決議をもって行う。

第9条（施行）

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

以上